

(3)新たな策定要領の重要項目に関する講義

①パーマネンシー保障をめざすケースマネジメント ー体制・仕組み・支援メニューの改善（福岡市）
ー（福岡市こども未来局こども家庭課 福井充様より）

パーマネンシー保障をめざす

ケースマネジメント

——体制・仕組み・支援メニューの改善——

2024年2月 福岡市こども家庭課 福井充

安全のために家族のもとから子どもを保護し
里親や施設で育ちを支えながら家族再統合をめざすが・・・

新生児や乳幼児の時期から
離ればなれの親子が関係を築いていく難易度は高い



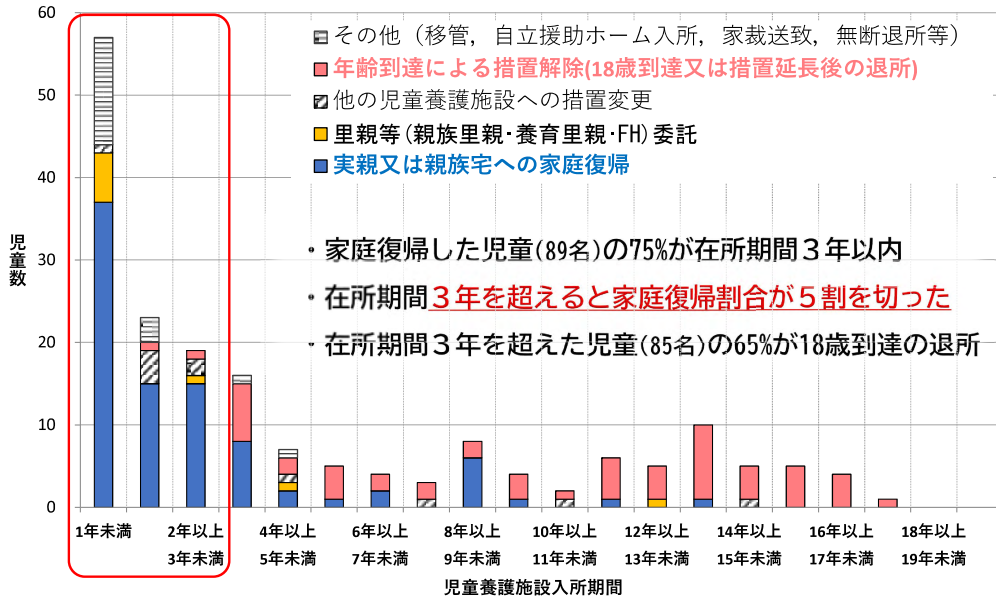
減っていく親子の交流
家族のことを話題にしなくなる子ども
諦めを口にしはじめる小中学生
頼れる家族がないまま巣立っていく若者

根なし草

＋福岡市の施設入退所調査＋

退所区分と入所期間

(福岡市：2012.11.1～2015.10.31の3年間に児童養護施設から退所した児童 184名)

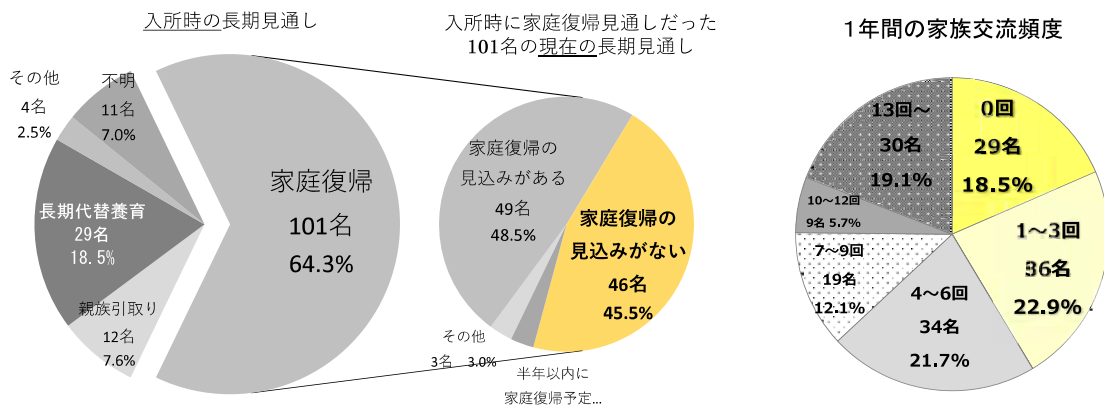


出典：福井充・中村有希・藤林武史（2017）「福岡市における施設入退所調査に基づく家庭移行支援の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号、p222-230

3

＋福岡市の施設入退所調査＋

児童養護施設に3年以上入所している児童（N=157） 2015.11.1時点



児童養護施設に3年以上入所している児童の

- ・ 37%が乳児院からの継続入所児童（9年以上では50%）
- ・ 64%が入所時「家庭復帰」目標だったが、その46%に現在「家庭復帰の見込みがない」
- ・ 41%が年3回以下の家族交流（18%は交流なし）

出典：福井充・中村有希・藤林武史（2017）「福岡市における施設入退所調査に基づく家庭移行支援の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号、p222-230

4

措置がもたらすもの

代替養育措置児童の

- 6割（児童養護57.4%・里親61.9%）が6歳までに措置され、
- 措置期間は4～5年（同5.2年・同4.5年）を超え、
- 面会か一時帰宅がある児童は同62.6%・同23.9%に留まり、
- 6～7割（同58.3%・同68.7%）が措置解除まで現在のまま施設や里親で養育される見通しである。

厚生労働省（2020）

児童養護施設からの退所状況として

- 入所期間4年を超えた児童の家庭復帰割合は3割（31.7%）で、
- 親族養育か特別養子縁組への移行は2%に留まり、
- 18歳到達後の退所が5割（48.5%）を占めた。

厚生労働省（2016）

乳幼児期に措置され、家族交流も少ないまま長期措置の末、
家族とのつながりが希薄なまま自立する若者を生んでいる

5

措置がもたらすもの

「愛する人たちと別れる痛みは誰にとっても破滅的な体験だが、（大人より）依存心が強い子どもにとっては、彼らの世界全体が崩壊し、すべてが意味を失ってしまう。」

Winnicott, C. (1986)

「家族の生活に介入する決定は、ある問題（虐待やネグレクト）を解決するかもしれないが、必ず他の問題（離別や喪失）を引き起こす」

「ソーシャルワーカーは、常に、ある決断のリスクと別の決断のリスクを天秤にかけなければならない。同様に、どのような決定も、その肯定的な側面と代替案の肯定的な側面とのバランスを取らなければならない。」

Vera I Fahlberg MD (1994)

6

家族への帰属やつながりを感じる安心感を根っことした
心身の健やかな成長（児福法1条）のために

1. 子どもに安定して関わり一緒に暮らし続けられる支援

- 市区町村による家庭支援 ケースマネジメント体制 項目 (3) ①
- 親子分離を防ぐ家庭支援・妊産婦支援、施設多機能化 項目 (3) ②③ (4) (9)
- ・育児・家事を補完
・関わり方の習得
・休息の確保 など

2. 子どもとのつながりを保ち続け再び一緒に暮らせる支援

- 児相のケースマネジメント (支援の評価・修正、進行管理) 項目 (7) ①②
- 里親・FH委託の推進 (親子交流促進 + 共同養育) 項目 (8)
- 一時保護改革 (通学保障 + 地域分散) 項目 (6)

3. 親族や新たな家族、支援者との関係を形成する支援

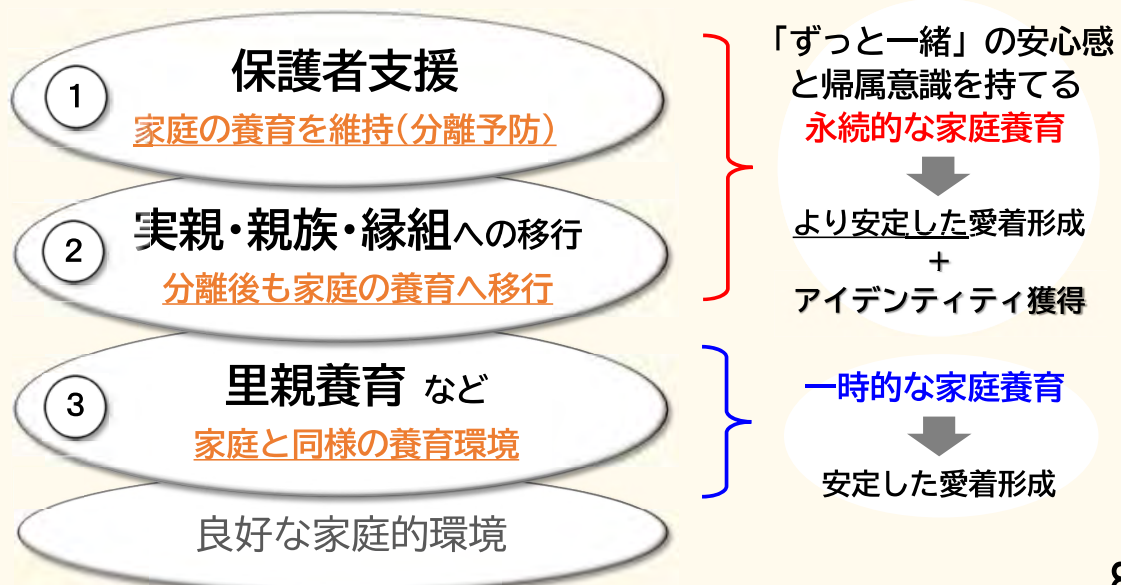
- 児相のケースマネジメント (支援の評価・修正、進行管理) 項目 (7) ①②
- 特別養子縁組等の推進 (児相長申立などで障壁解消) 項目 (7) ③
- 社会的養護自立支援 (永続的な関係性構築) 項目 (10)

2016
法改正

家庭養育の意義

家庭養育優先原則(児福法第3条の2)
による優先順位(①~③)

国連
「児童の代替養育に関する指針」
(永続的解決の優先)



パーマネンシー Permanency

“ソーシャルワークの過去の怠惰や不活動が家庭外措置された又はそのリスクのある子どもたちの非永続性やネグレクトを多く引き起こしてきた” (Maluccio, 1986)

パーマネンシーの質を高める要素

意図と傾倒

家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族が子どもに傾倒(Commit)している

共通の未来

当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している

所属感

子どもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている

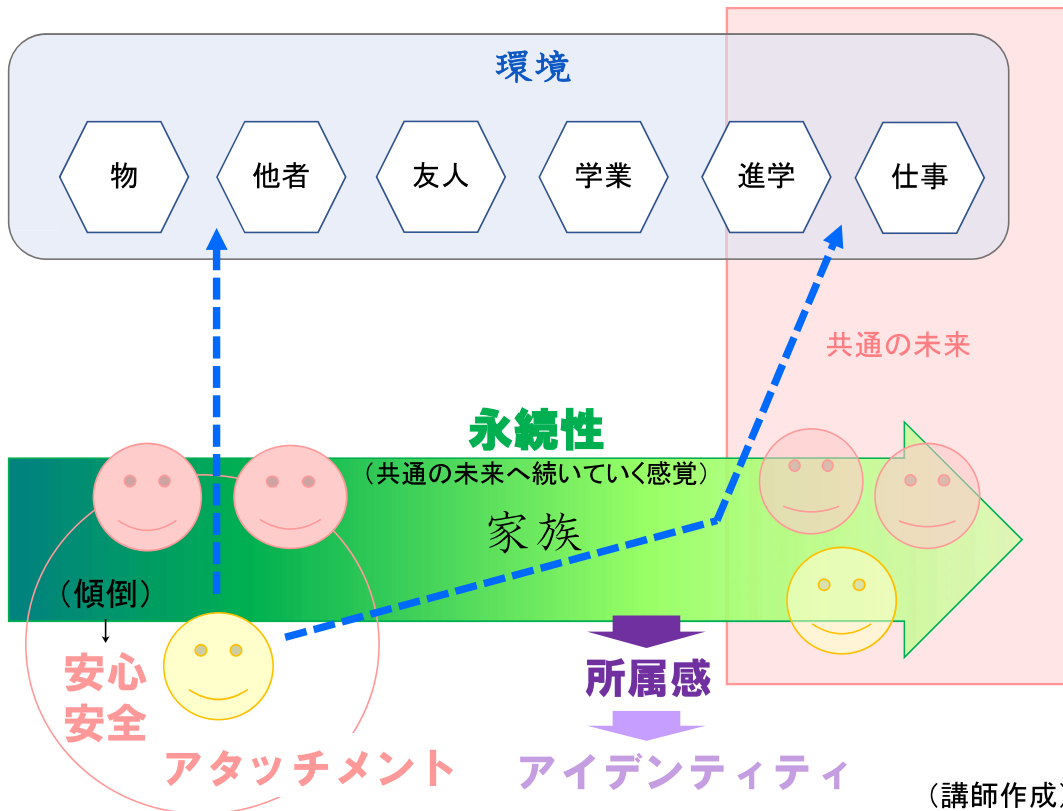
Emlen et al. (1977: 10-11)

パーマネンシー

今後も当然に続いていくと信じられる養育者の傾倒的な関わりや家族とのつながりを通じて帰属意識を維持・構築できる環境

- 安全で妨げられない情緒的な結びつきと、将来への予測可能性
- より安定したアタッチメントの形成、アイデンティティの獲得
- 生涯にわたるウェルビーイングへ

9



10

パーマネンシーゴール Permanency goals

家庭養育原則（保護者支援の責務） 児童福祉法 2016～

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

相談援助活動の原則 児童相談所運営指針 2018～

- ・ 家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は
- ・ 親族・知人による養育（親族里親、親族による養育里親、養子縁組）、さらには
- ・ 特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には
- ・ 里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。

**それぞれの子どもの「つながり」を維持・修復・構築する個別性の高い目標設定
本実践がめざす「パーマネンシーゴール」の代表例**

- ① 家族とのつながりを維持・修復して家庭復帰し、家族のもとで育つ【**家族再統合**】
- ② 親族や親の知人など、家族とのつながりを感じられる家庭で育つ【**親族等養育**】
（親族との養子縁組、親族里親委託、親族による養育里親などの枠組みのある養育を優先）
- ③ 養子縁組里親等の養親との特別養子縁組により新たな家族を構築【**特別養子縁組**】
- ④ 養育への関与や親子交流を継続する家族と里親の共同により養育【**里親共同養育**】
- ⑤ 養育里親との普通養子縁組により継続的な関係を構築【**里親による普通養子縁組**】
- ⑥ 措置解除の際、人とのつながりを保つ又は新たなつながりを提供【**永続的關係性**】

パーマネンシープランニング Permanency planning

米国におけるパーマネンシープランニングの位置づけ

生涯にわたる関係性を築く機会を提供できる家族のもとで子どもが暮らすことを、短期の限定的な期間内に支援するためにデザインされた、目的達成志向の強い一連の系統立った実践プロセス
Maluccio et al. (1986)

家庭から分離しない、できる限り早く家庭に戻す、それが不適切な場合は養子縁組することを目標とし、非永続的環境の子どもは半年毎に審査し、措置後18か月以内にパーマネンシーゴールを確定させる
Adoption Assistance and Child Welfare Act (1980)

複数のゴール設定を可能とし、再統合と養子縁組の準備を同時に進める並行プランニング（concurrent planning）を認める
Adoption and Safe Families Act (1997)

永続性が保障された法的な親が誰になるのか不明瞭な状態から、それが法的に明確になる状態へ子どもを移行する支援プロセスであり、子どもたちは安全で安定した養育環境と、生涯にわたって支援的な関係の養育者を得られる
Pecora et al. (2019)

親子分離後のパーマネンシープランニング

家から離されたそれぞれの子どもに合った**個別の**パーマネンシーゴールを設定して複数を**並行準備**しながら、家族や関係者と**協働**し、子どもの**時間感覚**を考慮した一定期間内に支援と計画見直しを**繰り返し**、パーマネンシーを感じられる環境の早期保障をめざすケースマネジメント 12

親子分離 ≠ 支援のゴール
親子分離 = 支援プロセスの途中

われわれは「**通りすがり**」の存在である

だからこそ、将来の子どものために専門的な**見通しもった判断**を行う責任がある

「点」「線分」的な立ち位置から
将来へつながる「直線」を描くための
小さな分かれ道の一つひとつに責任をもつ

13

パーマネンシー保障をめざす実践

米国

パーマネンシープランニングの要素

- ・ 決定過程への子どもと家族の**参加**（援助過程への積極的な参加を通じ、親は、子どもが家に復帰し留まるには何が必要とされるのか、必要なら家庭復帰以外の計画へ向けて何をすればよいかを、よりよく理解できる）
- ・ 一時的な代替養育から子どもを移行する**様々な選択肢**の特定（複数の設定）とその優先順位の決定
- ・ 永続的措置(permanent placement)の達成のために個別の支援内容の**評価期限**を定めたプラン(目標、役割、タスク、個々の責任)の作成
- ・ 分離による感情を子どもが扱うことに役立つ**親子交流**の積極的促進
- ・ 親権等や養子縁組に関する**法的手続**の確固たる活用
- ・ ケースが予定どおり動いているか確認する**定期的ケース審査**（内部、外部、又はその両方）
- ・ **素早い方針決定**

Maluccio et al. (1986)

14

現状把握に基づく方針決定

2015年調査

児童養護施設入所期間が3年を超えると家庭復帰の割合が下がり、**家族との「つながり」が希薄なまま長期入所後の自立を迎える若者を生んでいる**

出典：福井充（2017）

方針決定

- ① 乳児院入所児童の進行管理を優先的に強化
 - ・ 家族と協働し、**親子交流と家庭支援**の計画を立て、実行・評価を繰り返し
 - ・ 並行して、**親族調査と親族交流**を推進し、親族養育への移行を準備・支援
 - ・ 家庭復帰や親族養育をめざして**共同養育できる里親候補**を選定
- ② 児童養護施設入所児童も上記①を最長でも入所後3年以内に集中実施
- ③ 家族・親族と協働して上記①②の取組みを最大限実施（**正当な努力**）の上、家庭復帰や親族養育が見込めなければ目標変更し、**養子縁組**を支援

15

家庭移行支援系の機能

係長1名(入所調整)、児童福祉司5名(進行管理と個別支援)、自立支援員

1. 進行管理

- ・ 入所当初の**家族参画会議**→定期的な検討会議で**再評価と方針見直し**
- ・ **家族交流状況のモニタリング**に基づく支援方策の変更、微調整
- ・ 縁組・里親**待機児童のリスト管理**、里親係との定期的な候補者検討

2. 個別支援(ケースワーク)

- ・ 施設と協働での**家族交流促進**、**養育者同士の共感**を活かした助言
- ・ 児童家庭支援センターと協働での親子関係構築支援プログラム実施
- ・ **市区町村の継続関与**を促し家庭支援(サービス導入、再統合プラン)
- ・ **親族調査**(記録・戸籍・訪問)・**親族里親制度**活用による親族養育移行
- ・ 里親との**共同養育**を前提とした**方針説明(委託同意取得)**

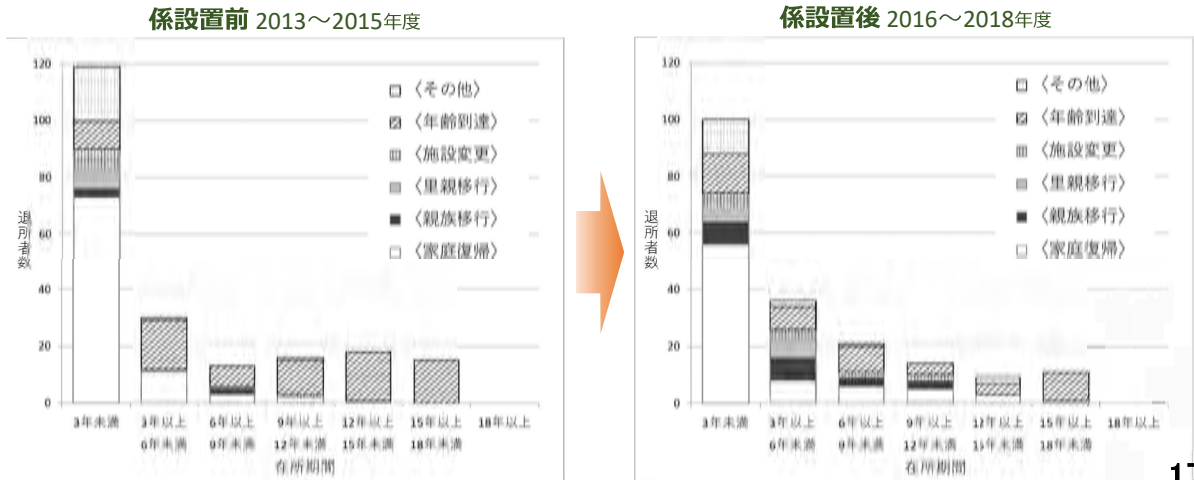
16

家庭移行支援係設置前後の変化

取組みによる結果

- 支援プロセスとして、児童面接・保護者面接・親族面接の回数が増加
- 親族養育や里親養育へ移行した児童が増加 + 長期入所後(6年以上)に家庭復帰した児童が増加

〈 在所期間・退所理由別の児童養護施設退所者数 〉



参考：福井充（2021）「パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討：援助プロセスと退所統計の変化にみる成果と課題」ソーシャルワーク学会誌43号

＝×モ欄＝

プランの関係性イメージ

措置

パーマネンシープランによる進行管理
(パーマネンシープランニング)
複数ゴールの設定・順位、ゴール達成条件・見直し条件、支援内容

- 再統合見込み事例以外も含めて全ケースで作成
- 再統合を含む複数ゴールと順位を設定し、再評価時期や見直し条件を明確化しておき、進行管理に活用
- 親子の状況・状態を進展させる支援内容の進捗を管理

パーマネンシーゴール

再統合見込みのある事例

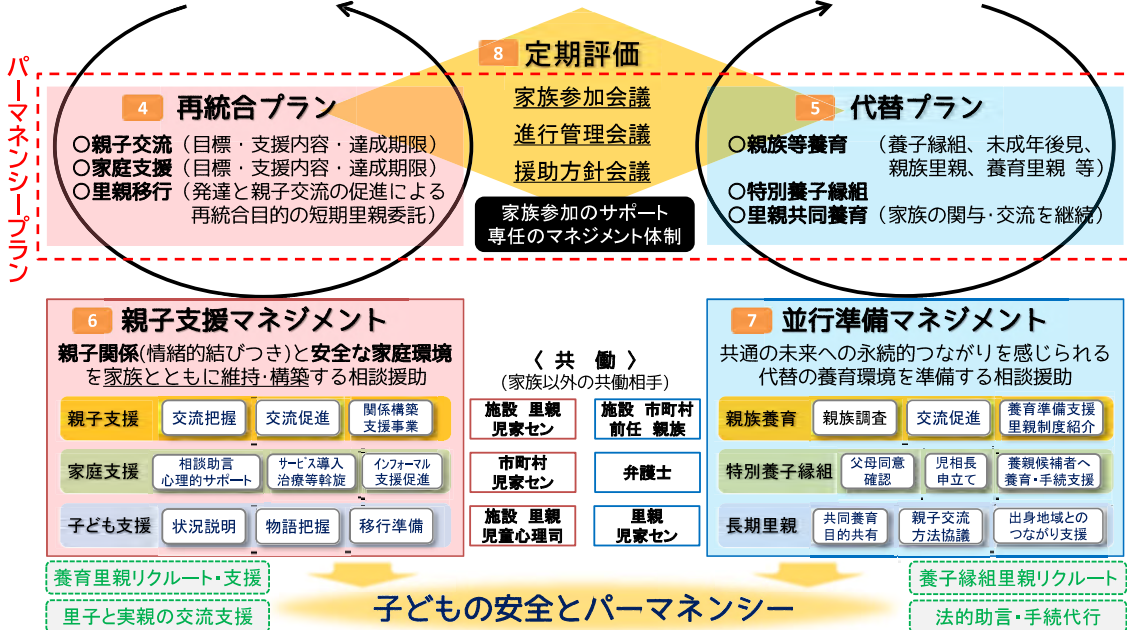
再統合プランによるアセスメントとプログラム活用

- 再統合に向けて親子の状況・状態の進展を段階的にチェックするアセスメントツール
- 再統合プログラム活用の計画
(ペアトレ、虐待・ネグレクトケースでのSoS等)

19

親子分離後のパーマネンシープランニングモデル (PPM) 概念図

- 1 調査【家族】意思・安全・強み・限界【環境】リスク低減要素・有益資源【親族等】状況・意向【児童】意思・特性
- 2 アセスメント【再統合】必要な支援、達成期限・見直し時期【代替策】親族養育の可能性、養子縁組の必要性
- 3 方針決定(パーマネンシーゴールの複数設定) いつまでに、どのようなゴールを実現するか?



アタッチメント形成 アイデンティティ獲得 生涯のウェルビーイング

20

要素1【調査】パーマネンシーゴールと達成方策の検討に向けた情報の収集・整理	
1-1	親子関係構築の支援方策の検討に役立つ事実を多く収集した
1-2	家庭復帰の可能性・支援方策・時期の検討に役立つ事実を多く収集した
1-3	親族等養育(親族・知人による養育※里親制度利用含む)の候補者・支援方策の検討に役立つ事実を多く収集した
1-4	養子縁組の必要性・候補者・の検討に役立つ事実を多く収集した
要素2【アセスメント】パーマネンシーゴールと達成方策の検討	
2-1	親子関係構築に必要な支援(促進要素の活用、阻害要素の低減)を明示できる
2-2	家庭復帰に必要な支援(促進要素の活用、阻害要素の低減)を多く明示できる
2-3	親族等養育の候補者、選択条件、必要な支援を明示できる
2-4	養子縁組の選択条件、必要な支援を明示できる
要素3【方針決定】パーマネンシーゴールの複数設定	
3-1	複数のパーマネンシーゴールと優先順位を明確に定めている
3-2	優先ゴールの再評価時期を明確に定めている
3-3	代替ゴールの選択条件(どのような状況/時期となったら代替ゴールへ変更するか)を明確に定めている
3-4	パーマネンシーゴール(優先ゴール・代替ゴール)は子どもや家族が参加して定められている
要素4【再統合プラン】親子交流と親子支援の計画策定	
4-1	親子交流の計画(交流の頻度、交流を促す方法、交流時の支援内容、評価時期)を定め、家族と合意している
4-2	家庭復帰できる親子の状態や家庭状況、そうなるために家族に求められる取組みを家族と共有している
4-3	家庭支援の計画(多機関含む家族への支援内容、支援主体(分担)、評価時期)を作成し、家族と合意している
4-4	親子関係構築や家族再統合のための里親委託(共同養育)の意義を家族が理解できるよう説明している

21

要素5【代替プラン】代替ゴール(親族養育・養子縁組・里親共同養育など)準備の計画策定	
5-1	親族・知人の調査方法又は親族・知人との交流継続・再開を促す方法を具体的に定め、家族に説明している
5-2	親族・知人による養育のために必要な調整や支援を具体的に定めている
5-3	特別養子縁組の可能性がある場合、父母へのアプローチ方法や手続面の障壁と解消策を明らかにしている
5-4	里親移行の可能性がある場合、家族に里親委託と共同養育の意義を説明する時期や方法を定めている
要素6【親子支援マネジメント】親子交流と親子支援の管理運営	
6-1	子どもと家族の交流状況(交流相手・頻度・様子等)を交流計画に基づき、最低でも毎月把握している
6-2	親子交流が頻回かつ効果的に進むよう、必要に応じて家族や関係者と連絡調整を行っている
6-3	計画された家庭支援、子ども支援、親子関係構築支援を、児童相談所自身や関係者(施設、サービス提供者、市町村など)が実行しているかを把握している
6-4	家庭支援、子ども支援、親子関係構築支援を児童相談所自身や関係者(施設、サービス提供者、市町村など)が実行できていない場合、その要因を把握し、要因の解消や別の方法への修正など必要な調整を行っている
要素7【並行準備マネジメント】代替ゴール(親族養育・養子縁組・共同養育など)準備の管理運営	
7-1	親族・知人の存在や状況の調査、又は親族・知人との交流継続・再開を促すアプローチを実施している
7-2	親族・知人による養育のために必要な調整や準備を進めている
7-3	特別養子縁組に向け、父母へのアプローチ(説明、同意)や障壁解消(法的整理、見相申立て)を進めている
7-4	里親移行に向け、家族に里親委託と共同養育(実親と里親が共に関わること)の意義の説明を進めている
要素8【定期評価】パーマネンシープラン(再統合プラン・代替プラン)の評価・見直し	
8-1	パーマネンシーゴールと支援内容について定期的に評価・検討を行っている
8-2	支援結果(親子交流の頻度、親子関係の変化、家庭状況の変化など)を把握している
8-3	把握した情報に基づき、ゴールの再検討や再設定、支援内容の修正、新たな支援内容の追加ができています
8-4	家族(や子ども)が安心して表現できる場を設定し、支援の結果を踏まえて家族と児童相談所が率直に意見を伝えあい、パーマネンシーゴールや支援内容の見直しを行っている。

22

(親子分離後の) パーマネンシープランの例

※実践イメージ用の簡易版

児童氏名：

作成日：

ゴール	1. 2. 3.		
	再検討時期		
達成条件	ゴール1を選択するために満たすべき条件は何か？（優先ゴール選択基準） ① ② ③		
	児童相談所が	施設・里親が	()が
ゴール1に向けた支援内容	① 誰に、何を ② 誰に、何を ③ 誰に、何を	① 誰に、何を ② 誰に、何を ③ 誰に、何を	① 誰に、何を ② 誰に、何を ③ 誰に、何を
見直し基準	どうなったらゴール2またはゴール3へ方針転換するか？（代替ゴール選択基準） ・ ・ ・		
ゴール2と3の準備	ゴール2に向けて ゴール3に向けて	ゴール2に向けて ゴール3に向けて	ゴール2に向けて ゴール3に向けて

担当者：

(参考) 福岡市の親族里親

適用要件

- ・保護者の死亡や行方不明、拘禁に加え、入院や疾患等により養育できない場合も対象に含めている（里親委託ガイドラインに沿った運用）
- ・虐待や放任、不適切養育で養育できない状況も広く「等」含めて解釈

適用事例

- ・母が覚せい剤使用で収監、出所後も後遺症で昼夜逆転の生活
[入所時：年長、小5 → 現在：小3、中2]
→子どもたちと交流のあった農家の祖父・義祖母を訪問調査の結果、養育費があれば衣食住提供や保育所・学校との連携で養育が可能
- ・母からの身体的虐待（代理性ミュンヒハウゼン）
[入所時：小1 → 現在：小5]
→虐待当初は母と同居していた母方祖母が、児相からのアプローチの結果、母との別居（広い家への転居）を決断、児相関与で親子交流
- ・義父からの性的虐待で一時保護 [小5]
→母方祖父母（義父と距離を保てる、祖父は厳格だが虐待肯定はない）
- ・母からの身体的虐待、ネグレクト [入所時：小6 → 現在：中1]
→年数回の交流があった母方伯父母が養育里親登録して養育

25

家庭養育保障とパーマネンシー保障は両方大事な別のもの

- 事例1 家庭復帰見込みのない乳幼児の特別養子縁組努力をせず養育里親に委託
- 事例2 親族養育への移行可能性を検討せずに養育里親に委託し、委託後も家庭復帰や親族養育の支援なし
- 事例3 里親委託後のパーマネンシー目標(例：家庭復帰)やその支援(例：実親子交流)を考えずに里親養育へ移行

→家庭養育は保障しているが、パーマネンシーをめざす支援としては不十分

里親等委託率は結果として上昇しうる

パーマネンシー保障を目的とした

- ・施設入所児童に対する家庭復帰、親族養育への移行、特別養子縁組の支援による施設養育児童の減少
- ・親族による里親への委託増加
- ・家庭復帰や親族養育に向けた親子関係の基盤づくり（アタッチメント形成、家庭経験、家族に身近な委託による親子交流）のための里親委託増加の結果として、里親等委託率が上昇しうる

26

パーマネンシー保障をめざす共同養育の推進



家庭復帰等に向けた里親養育の推進

共同養育 Shared Parenting

現場でよくある悩みとして…

- 家庭による養育が困難又は適当でなく親子分離に至る場合は、里親委託など家庭と同様の代替的な養育環境で養育される必要がある（児童福祉法第3条の2）
- 他方で、里親委託が適切と思われるこどもであっても、「こどもを取られてしまうのではないか」「他の人のこどもになってしまうのではないか」という不安から、施設入所には同意するが里親委託には同意しないという実親もおり、里親委託が円滑に進まない。

1 里親養育に対する実親の正確な理解を促す方針説明

⇒福岡市では、実親に里親委託の方針説明を行うにあたり、「**里親委託はこどもを取られるわけではなく、（家庭復帰等に向けて）実親と里親と一緒にこどもを育てていくもの**」との認識を実親がもつことができるよう、以下のような**説明上の工夫**をしている。

- ・里親委託は家庭復帰等に向けて一定期間だけ里親がこどもを育てていくものであること、**養子縁組との違い**（法律上の親子関係がなくなって他人のこどもになるのではないこと）などを説明
- ・里親委託後もこどものために**定期的な親子交流（面会）**を続けてほしいこと（※面会制限事例除く）、親子交流の支援も児相と里親の役割であること、**実親と里親が「一緒に育てる」ことがこどもにとって大切であることを説明**
- ・里親委託後も、**こどもにとって大切な話合い**（就学相談等）、**受診**（乳幼児健診、療育判定・通園検討、児童精神科等）、**行事**（入学式、運動会等）などに**参加してもらいたいこと**を説明

27

パーマネンシー保障をめざす共同養育の推進



実親の気持ちを考えると…

こどもが**里親に取られて帰ってこなくなる不安**を抱いている実親に「こどもが暮らせる場所として里親と施設があるが、**里親委託でよいか**」と聞くと、**自由に措置先を選んでよいと感じ、施設入所だけに同意したくなる**ことがある。

実親に対する児相の方針説明は…

措置先は親の選択に任せるものではなく、**里親養育への誤解（会えない、その家の子になる）を解きながら、こどもの発達や親子関係構築のため里親委託を提案し、意に反しないかを確認**

- ・親子関係を築く基盤（愛着・信頼・会話）が育つ
- ・家庭での環境や経験、小集団での生活に慣れる

→**こどもとの良い交流や家庭復帰へ繋がりやすい**

※同意書には措置先として里親委託と施設入所を併記し、措置先別の選択を前提としない

※連絡がつかない親には方針と回答期限を通知

→**反対なければ方針通り措置（里親委託等）**

同意書

里親氏名 （以下「里親」といいます。）
平成・令和 年 月 日生（男・女）

児童の、児童福祉法第22条第1項第3号又は第2項に基づく措置（里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は施設入所。以下「3号等措置」という。）については、下記事項を確認の上同意します。

記

- 3号等措置中の児童の監護、教育及び懲戒に関する、児童の福祉のため必要な措置については、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長にお任せします。
- 保護者の課税状況については、地方税法の規定に基づく課税台帳等により貴所において確認されることを承認し、3号等措置の費用負担については、福岡市の規定どおり期日までに納付します。
- 児童が法で定める定額の手当受給及び年の能率な手当受給を受けるにあたって、これらの手当受給の効果を目的、重要な面会等の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、各予防接種実施に係る同意には、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長に委任します。
- 3号等措置解除については、貴所及び3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長と協議します。

令和 年 月 日

（あて先）福岡市児童相談所長
（福岡市こども総合相談センター）

保護者（児童との被褥）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

（参考）福岡市で使用している同意書書式

28

パーマネンシー保障をめざす共同養育の推進



2 親子関係構築に向けた里親委託後の支援

- 里親委託後も、**里親の協力を得て、親子の定期的な交流を実施**（月1～4回程度）
- 里親による養育の記録**をもとに、児相または里親から実親に対してこどもの日頃の様子などを伝え、実親が「**里親と一緒に育てている**」という**感覚**をもってこどもに関わり続けられるようにしている
→こどものパーマネンシー感覚（自分に関心をもち続けている家族への所属感等）につながる
- 実親子交流の場で児相の立ち合いのもと、**可能なら里親も実親にこどもの様子等を伝えていただく**
→慣れてくれば児相の立ち合いなく実親子交流（送迎、実親との会話）を里親に任せることもある

3 代替養育を担う里親の役割についての説明・理解促進

- 自分のこどもとして育てたいという夫婦は養子縁組里親として登録してもらい、**こどもと家族を一時的に支えたい、社会貢献がしたいという希望をもつ方を養育里親として登録**
- 養育里親に対しては、研修段階から、**家庭復帰に向けて親子交流のサポートや連携をお願いしたいこと**、家庭復帰困難な場合は**養子縁組里親への措置変更がありうる**ことなど、代替養育を担う里親の役割を明確に説明
- 里親委託時には、里親候補者に対し、**こどもや家庭に関する情報、予定している親子交流の頻度、家庭復帰の目標時期**などを具体的に説明した上で、マッチングを実施

4 委託後の里親を支える仕組み

- 里親支援専門相談員**（乳児院・児童養護施設）⇒里親同士の交流支援、心理職と協同した里親訪問等
- 里親の相談先として、児相のほか、**児童家庭支援センター、フォスティング機関など民間の相談先**を確保
⇒**委託解除の不安などから措置権者である児相には弱音を言ったり相談しにくいというニーズにも対応**
- 里親の自主的な共助**（地域単位での里親同士の相談、預け合いなど）⇒ピアだからこそ支えられる側面がある

29

パーマネンシー保障をめざす共同養育の推進



福岡市の取組みについてのQ&A

○どのような場合も里親委託後の実親子交流をしているのか。

⇒基本的には親子交流を実施しているが、性的虐待など重度の虐待でこどものトラウマや心理面から面会が適切でないケース、こどもが家族との面会を望んでいないケースなど、実施しない場合もある。ただし、連れ去るおそれがある、虐待を認めていないなどを理由に安易に面会制限してこどもの権利を侵害しないよう、児相の立ち合いで安全に面会できないかなど方法を検討する。

○里親が実親子交流に不安を抱えている場合はどのように対応しているか。

⇒里親には、登録前の研修やこどものマッチングの段階から、親子交流の重要性を丁寧に説明した上で委託を受けてもらっているため、大きな不安を口にする里親はあまりいない。
最初の親子交流は児相の面接室で行い、児相が同席して親子交流の方法や計画などを実親と相談している。里親が実親と会うことに不安を感じている様子であれば、里親を同席させないようにしたり、児相が親子交流に同席し続けるなど、ケースバイケースで配慮をして対応している。

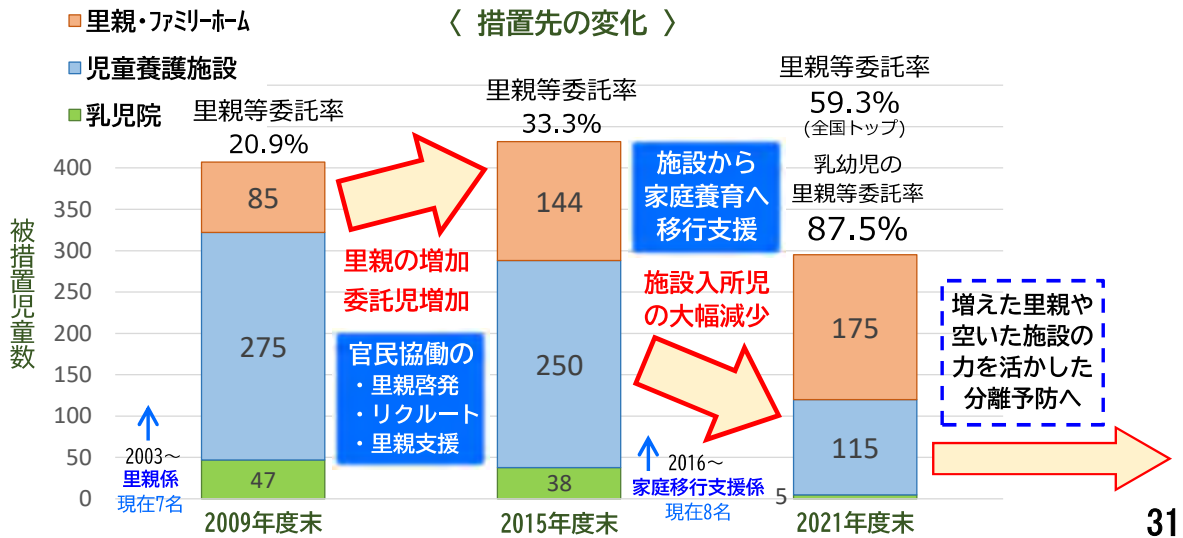
○里親と実親が直接会う取組みは珍しいと感じるが、トラブルになった事案などはないのか。

⇒家庭復帰が近くと里親が実親の養育を不安視したり、こどもが実親の話をした際に里親が否定的になってこどもが葛藤するケースはある。**実親・里親双方に対し、こどものためにはお互いを否定しないこと、お互いの関わり方やこどもの心**を知らせ合うことの重要性などを伝えている。

30

取組みによる結果

- **施設児童数が大幅減少** 2015年度末 **288名** (乳児院38名+児童養護施設250名) → 2021年度末 **120名** (5名+115名)
⇒結果として里親等委託率が上昇 33.3%→59.3%
- 乳児院から児童養護施設への施設間措置変更児童数が減少 20名(2013-15年度) → 0名(2016-18年度)



パーマネンシー

家族への帰属やつながりを感じる安心感を根っことした
心身の健やかな成長 (児福法1条) のために

1. 子どもに安定して関わり一緒に暮らし続けられる支援

市区町村による家庭支援
ケースマネジメント体制

項目 (3) ①

親子分離を防ぐ家庭支援・
妊産婦支援、施設多機能化

項目 (3) ②③ (4) (9)

・育児・家事を補完
・関わり方の習得
・休息の確保 など

2. 子どもとのつながりを保ち続け再び一緒に暮らせる支援

児相のケースマネジメント
(支援の評価・修正、進行管理)

項目 (7) ①②

里親・F H委託の推進
(親子交流促進+共同養育)

項目 (8)

一時保護改革
(通学保障+地域分散)

項目 (6)

3. 親族や新たな家族、支援者との関係を形成する支援

児相のケースマネジメント
(支援の評価・修正、進行管理)

項目 (7) ①②

特別養子縁組等の推進
(児相長申立などで障壁解消)

項目 (7) ③

社会的養護自立支援
(永続的な関係性構築)

項目 (10)

施設と里親の多機能化を軸とした在宅支援（親子分離予防）メニューの充実

取組みの背景

- 施設入所児童数の減少 →施設人材活用の必要性、空きができた空間の活用可能性
- 多様な里親家庭の増加 →こどもや家庭の様々なニーズに対応する里親の役割拡大の可能性

1 短期養育へのシフト

- ・一時保護委託里親の積極開拓（乳幼児短期里親リクルート事業）と積極委託
- ・一時保護専用施設の設置（一時保護の地域分散化）による一時保護受託と通学保障（学校送迎）
- ・こどもショートステイ（子育て短期支援事業）の積極受入れ ※10年連続の利用拡大（近年急増）
- ・里親ショートステイの拡大（児童家庭支援センターとフォスタリング機関による調整・支援の実施）
→ショートステイ里親（ショートステイの受入れも可能な里親）の登録は**100名を超えて拡大中**
- ・親子ショートステイの開始（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、フォスタリング機関）

2 親子支援メニュー（通所・宿泊・訪問）の構築

- ・妊娠相談窓口設置と産前からの母子入所による生活・養育の支援（母子生活支援施設の多機能化）
- ・養育力獲得や親子関係構築のための通所プログラムと親子宿泊型支援の実施（乳児院の多機能化）
- ・訪問型のペアレントトレーニングの実施（児童養護施設の多機能化）
- ・里親家庭での親子宿泊型支援に向けた里親リクルート開始（フォスタリング機関の多機能化）

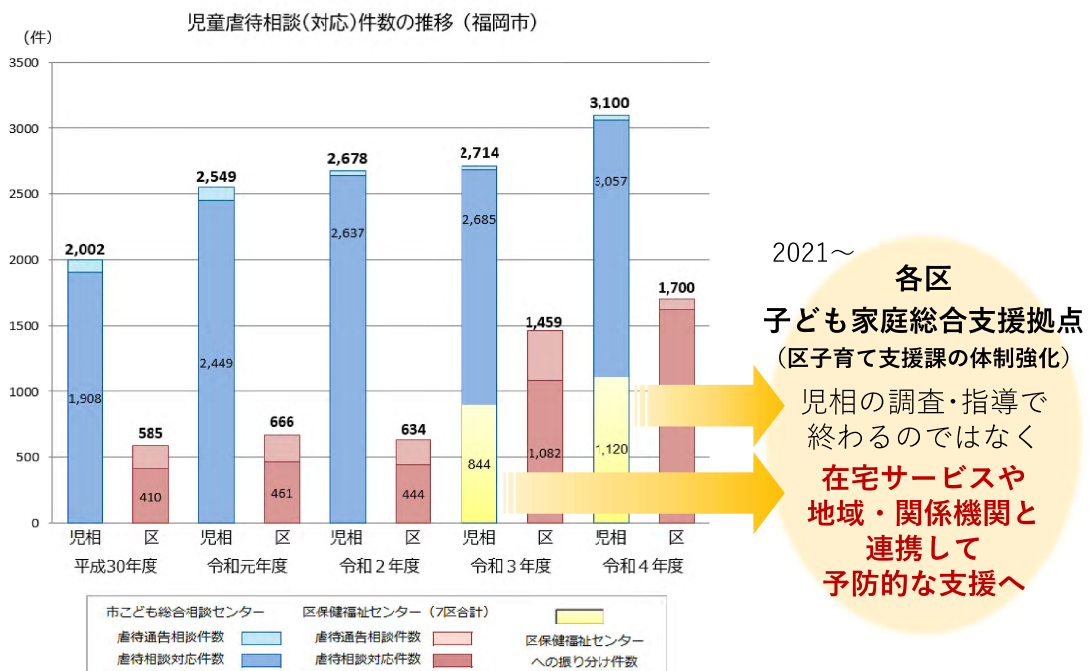
相談支援体制の強化

家庭や関係者と相談を進め、安全・安心を高める

- ・ 区で家庭の相談支援を担う職員を増員
 家族と話し合いながらニーズを正確に把握し
 必要な相談面接やサービス活用を進める
- ・ 子ども家庭支援センターの増設
 休日・夜間の通所等で様々な相談に応じて支援
- ・ S S Wの配置拡大

35

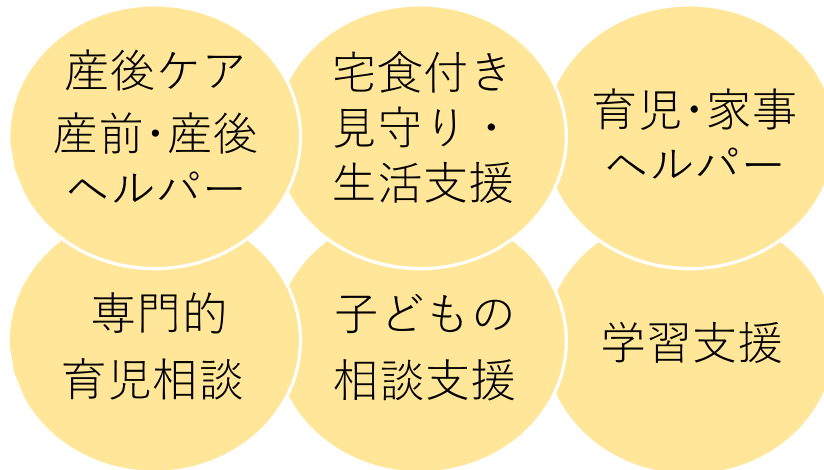
区の相談支援につなぐ仕組みの導入



36

多様な訪問サービスの充実

さまざまなニーズに応じて家族の安定を支え
子どもが安心できる家族の関わりをサポートする



37

預かりサービスの拡充

家族の休息を促し、親子関係の安定に貢献する

・ 子どもショートステイを拡大

受け皿拡大 により 9年連続で利用日数が増加

2013年度 1,265日



2022年度 6,851日

2022～里親ショートステイの全市拡大も大きく影響

低所得・ひとり親家庭などを 無料化

→ **計画的な利用による回復の支援** も可能に

38

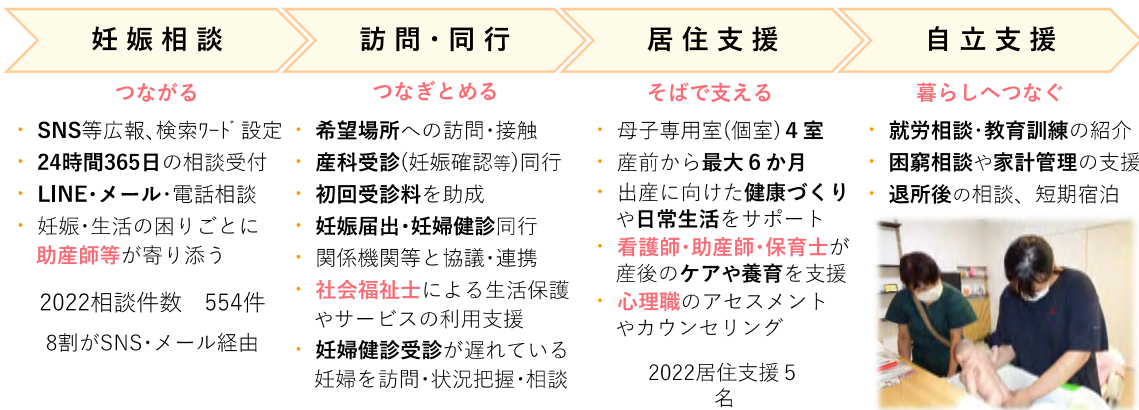
妊娠期からの 継続的な支援



妊娠相談、訪問・同行、居住支援、自立支援を一つの施設が担い、産前～産後まで伴走

福岡市 産前・産後母子支援センター Comomotie (こももティエ)

令和2年10月 母子生活支援施設を多機能化して設置



施設の多機能化の推進

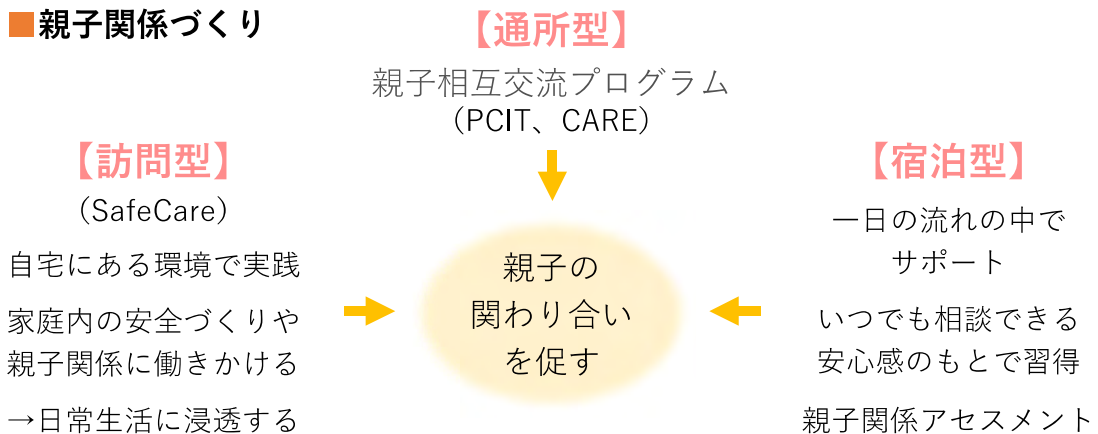
人材や空間をフル活用

乳児院・児童養護施設が多様な方法で親子を支援

■短期養育

専用施設を多数設置して学校送迎付きの一時保護やショートステイを強化
→ 住み慣れた地域とのつながりを保ちながら短期間の預かりで親子を支える

■親子関係づくり



広がりつつある里親の役割

里親家庭が地域で親子を支える身近な存在へ

■里親ショートステイ

- ・子どもの養育を短期間サポートしながら親子関係を支援
- ・NPOのソーシャルワーカーが区と連携して里親と家族の間を調整
→ 家族の養育に役立てるためのフィードバックも必要に応じて実施

約140世帯の
里親が登録

■里親家庭への親子宿泊による支援のモデル実施

- ・出産前後や乳幼児期に短期～中長期の親子宿泊を通じて養育を支える
→ 実家を頼るような安心感をもてる信頼関係を築きながら、家庭環境で見守るからこそわかる小さな変化を家族自身が気づけるよう支援

里親による親子支援モデルを全国の自治体・団体に示し、国にも下記を要望へ

- ・「親子支援里親」類型の追加による必要な研修、手当などの整備
- ・宿泊型の親子支援里親事業の創設（里親確保・里親支援の人件費など）

41

参考文献

- * Emlen et al. (1977: 10-11) *Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care*
- * 福井充 (2021) 「パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討：援助プロセスと退所統計の変化にみる成果と課題」 *ソーシャルワーク学会誌*43号
- * 厚生労働省・新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2016) *里親支援専門相談員等の調査結果 (第7回 資料8)*
- * 厚生労働省 (2020) *児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成30年2月1日現在)*
- * Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.
- * Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P. et al. (2019) *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research Fourth Edition*, Routledge.
- * Vera I Fahlberg MD (1994) *Child's Journey through Placement (UK edition)*
- * Winnicott C, (1986) 'Face to face with children', *Working with Children* (ed) Daphne Batty, BAAF